



# 常任委員会だより



当委員会において審査された案件は、議案五件、陳情一件、継続審査中の陳情六件である。

専決処分承認について  
平成十八年度一般会計補正予算

【歳入・有価証券売却収入】

問 玉川リゾート開発株式会社について、今日までの関わりは。

答 旧田沢湖町が第三セクターとして参画し、年一回の株主総会への出席で、役員はやっていなかった。

問 これは専決処分であったのか。又、売り払いについての考え方は。

答 筆頭株主の方から二月末に年度を越えたと株価に変動がある為、十八年の年度未まで譲渡して欲しいとのお願いがあり、三月補正に間に合わなく、専決処分と

なった。

意見 専決処分のあり方について執行権と議決権に関する大事な問題と捉え、国の法律改正などに伴うものは別として、財産などの処分に関しては、財産は市民のものという意識を尊重し、出来る限り慎重に扱うべきであり事前に報告してもらいたい。

【歳出・国民体育大会費】

問 馬術競技場の跡地利用について、馬術場となれば特定化されるので、整備された跡地をどのような方向で活用するか明確に示すべきでは。

答 平面上の整地された広い場所を活用できる馬術以外のスポーツなり、広場としての利用も検討したいと考えているが、更に検討を進めていきたい。

意見 特定化されない形（多目的に使える形）で利用計画を早急に明確にすべきだ。

※専決処分：議会の権限に属する事項について、首長が議会に代わって意志決定を行うこと。専決処分をすれば議会が議決したのと全く同じ法律効果を生ずる。

平成十九年度仙北市一般会計補正予算

【歳入・繰越金】

問 十八年度繰越金七千八百五十四万九千円は、年度末における数字として正常か異常か。

答 平成十八年度決算における実質収支が三億六千九百万円台で、十七年度については、四億一千万円程となっている。

十七年度については、上半期が各町村で予算化しており実質的には九月二十日以降の本予算で推移してきたが、その段階においても、

実質収支が四億一千三百万円となっている。

それから見ると、通年予算を始めて組んだ十八年度決算における三億六千九百万円の実質収支比率は、ほぼ妥当な数字である。

【歳出・企画費】

問 未利用地の計画を立てる



どうする跡地利用(玉川河川敷馬術場)

答 ことが必要と考えるが、補地ということで、市有地、財産区有地を含めて調査をしている。企業誘致候補地のみならず、定住用住宅、分譲地を含め調査をしている。今後、所管する課と用途使用可能か、協議に入りたいと考えている。内部で意見を調整し具体的な活用方法をたてたい。